

# 身元保証書

使用者 株式会社 を甲、被用者を乙、身元保証者を丙とし、甲丙間において次のとおり契約する。

第1条 丙は、乙が精神的・肉体的・社会的に健全であり、乙が甲の職員として適格性を有することを保証する。万一、乙が甲への入職後、精神的・肉体的・社会的な問題が生じた場合、甲に対して、乙の退職等の措置に関し問題解決に向けて全面的に協力し、積極的に話し合いを行うものとする。

第2条 乙が甲乙間の労働契約または諸規則に違反し、または故意もしくは過失によって万一甲に金銭上はもちろん業務上信用上損害を被らしめたときは、丙は直ちに乙と連帯して甲に対して、 万円を極度額として、損害額を賠償するものとする。なお、この保証については催告及び検索の抗弁権（※）を放棄する。

第3条 本契約の存続期間は本契約成立の日から5年間とする。

上記契約を証する為、本証書 3 通を作成し、署名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 所在地  
使用者

印

乙 現住所  
被用者 氏名

印

丙 現住所  
身元保証者 氏名  
被用者との関係  
電話番号

印

※ 催告の抗弁権… 保証人に返済を要求してきた時に、先に債務者に支払いを請求するように返済の拒否ができる権利。

※ 検索の抗弁権… 保証人に返済を要求してきた時に、先に債務者に返済にあてられる財産があるときには強制執行等を行い、先に債務者の財産から支払いを請求するように返済の拒否ができる権利。